導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

碧南市の年齢３区分別人口の推移をみてみると、生産年齢人口は、２００５年の４７，５０９ 人をピークに減少傾向に転じている。また、同年に減少傾向にあった年少人口１１，２６８ 人に対し、増加傾向にあった老年人口が１２，６２９人と１，３６１ 人上回り、総人口に対する割合が逆転した。将来的にはこの傾向がますます進み、２０４０年には老年人口の割合が３０．８％となり、市全体のほぼ３ 人に１ 人が老年人口になると予測されている。

碧南市の産業は古くから矢作川沿岸の農地開発や、醸造、窯業、鋳物などの伝統的産業によって発展してきた。近年、衣浦臨海工業地帯の本格稼動に伴い活発な生産・流通活動が行われている。温暖な気候と風土に恵まれ、醸造、窯業、鋳物などの伝統産業と近代的な輸送用機器関連産業などがバランスよく存在し、さらには、商業、農業、漁業とも調和のとれた産業構造となっている。

２０１０年の男女別の産業人口をみてみると、男女ともに「製造業」の従事者が多く、特に男性の就業者数が突出している。特化係数も男女ともに大幅に上回っており、本市の主要産業になっている。次いで、男女ともに就業者が多いのは「卸売業・小売業」となっており、その他、男性では「建設業」「運輸業、郵便業」、女性では「医療、福祉」の就業者数が多くなっているが、ともに特化係数は全国平均を下回っている。

生産年齢人口が減少することにより、本市の基幹産業である製造業への就業者の減少や担い手不足により、地域産業が衰退する可能性が高まると予測される。地域産業の衰退に伴い、雇用の場、就業機会が減少すると、さらなる生産年齢人口の減少を招き、人口減少の負のスパイラルに陥る可能性が高まると予測される。また、生産年齢人口は同時に消費人口でもあり、生産年齢人口が減少すると域内消費も減少するため、商店など地域経済の停滞を招くと予測される。

碧南市では、従来から中小企業振興対策に注力し、中小企業者が行う設備投資を後押しする償却資産新規取得補助制度やＩｏＴ導入の促進を支援するＩＴ活用促進事業補助制度、新たなる受注先を確保するために見本市等への出展料に対する補助制度などを設けている。また、企業訪問を通じて寄せられた人材確保への支援策として合同企業説明会やインターネットを通じた求人に対する補助制度も２０１８年から開始した。

碧南市では、このように時代に即した中小企業振興対策を展開しているが、市内中小企業は、受注先からの単価引き下げ依頼による売上高の減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少、好景気による需要拡大、技術職の人材不足など様々な要因による人手不足等の課題に直面している。

国の基幹統計調査である経済センサス基礎調査によると、市内事業所数は２０

０９年の３，５７５から２０１４年３，２７７となり２９８事業所が減少している。現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことが喫緊の課題となっている。

（２）目標

２０１６年7月１日から施行された中小企業等経営強化法において、経営力向上計画の認定を受けている市内で事業を行う中小企業・小規模事業者数が５０社程度であると推測されることから、先端設備等導入計画についても同程度の認定を目標とする。年間１５０社程度に対して行う企業訪問の際に中小企業等経営強化法の周知に努め、更なる認定の上積みを目論むものとする。

中小企業等経営強化法による金融支援、税制支援を通して中小企業の生産設備等の近代化、経営の合理化等を図り、碧南市の特徴でもある製造業を中心とした産業集積を活かし、革新的な技術の創出や成長産業への展開を促進し、市内中小企業の持続的発展を目指していく。

（３）労働生産性に関する目標

中小企業経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

碧南市の産業は、製造業、商業サービス業、農水産業と多岐に渡り、多様な業種が碧南市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

碧南市の産業は、内陸部、衣浦臨海工業地帯と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする

（２）対象業種・事業

碧南市の産業は、製造業、商業サービス業、農水産業と多岐に渡り、多様な業種が碧南市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上

を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和５年４月１日～令和７年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

中小企業等の経営強化に関する基本方針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段をとることができるものとする。

先端設備等導入計画の進捗状況等を定期的に把握し、認定事業者のフォローアップに努めるものとする。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。